



毎月1回1日発行
 発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町3-11
 (パインランド日本橋ビル5F)

電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者 水落雅彦 印刷所 (株)白 橋



平成26年度定時総会 (東京都千代田区 霞が関ビル)

目 次

平成26年度 全国防災協会定時総会 第2回通常理事会開催
公益社団法人 全国防災協会... 2

「海岸法の一部を改正する法律」について
国土交通省水管理・国土保全局水政課... 5

「河川愛護月間」(7月1日~31日)を実施します
国土交通省水管理・国土保全局治水課... 8

「海岸愛護月間」(7月1日~31日)の実施について
国土交通省水管理・国土保全局
 海岸室 港湾局海岸・防災課 ... 9

水防月間をかえりみて.....国土交通省水管理・国土保全局
 河川環境課 水防企画室 ...10

各県コーナー 「茨城県」.....茨城県土木部河川課災害グループ...12

防災課だより 人事異動.....16

会員だより 「災害復旧事業における工夫事例の紹介」~平成25年発生災害~
鳥取県 県土整備部技術企画課 田代 誠士...18

平成26年度 全国防災協会定時総会 第2回通常理事会 開催



日時：平成26年6月18日(水) 13:00～

会場：東海大学校友会館（望星の間）

【定時総会】

昨年4月に公益社団法人となつてから、およそ1年余を経過した全国防災協会の平成26年度定時総会が、全国各地から役員、会員、指定代表者等60人余の方々にご参加をいただき、去る6月18日(水)、東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル35階 東海大学校友会館「望星の間」において開催されましたので、その概要についてご報告します。

はじめに全国防災協会 陣内孝雄 会長より開催の挨拶があり、引き続き定時総会のご来賓としてご出席いただきました国土交通省水管理・国土保全局長

森北佳昭 様よりご挨拶を賜りました。森北 局長には業務多忙な中、ご出席を賜り誠に有り難うございました。

また、ご来賓として塚原浩一 防災課長にもご出席をいただきました。

本総会の議事に先立ち、定款の定めるところにより陣内孝雄 会長が議長となり、また、議事録署名人として陣内孝雄 議長、加藤 昭 副会長、小池清彦 副会長の3名を選任し、平成26年度定時総会の議案審議に入りました。



会長挨拶（陣内 孝雄 会長）



来賓挨拶（森北 佳昭 局長）



来 賓



協会役員

「議 案」

- 第1号議案 平成25年度収支決算の承認について
(監事から監査結果報告)
- 第2号議案 役員の会務に要した費用に関する規程(案)
- 第3号議案 役員の選任について

第1号議案については、報告事項1と一括して説明がなされ、第2号議案と、第3号議案については、それぞれ事務局より説明が行われ、いずれの議案とも満場一致で承認されました。

公益社団法人 全国防災協会 役員名簿

任期：平成26年6月18日～平成28年度定時総会開催日まで

| No. | 役職名 | 氏 名 | 現 所 属 | 備 考 |
|-----|-------|---------|--------------------------|------------|
| 1 | 会 長 | 陣 内 孝 雄 | 会長(全国治水期成同盟会連合会 会長) | 再 任 |
| 2 | 副 会 長 | 脇 雅 史 | 参議院議員(一般社団法人全国海岸協会 会長) | 再 任 |
| 3 | 副 会 長 | 加 藤 昭 | (一財)水源地環境センター 顧問 | 再 任 |
| 4 | 副 会 長 | 小 池 清 彦 | 新潟県加茂市長(新潟県河川協会 会長) | 再 任 |
| 5 | 理 事 | 虫 明 功 臣 | 東京大学名誉教授 | 新 任 |
| 6 | 理 事 | 藤 芳 素 生 | 八千代エンジニアリング(株) 副社長 | 再 任 |
| 7 | 理 事 | 品 川 正 典 | (株)竹中土木常務執行役 | 新 任 |
| 8 | 理 事 | 奥 野 晴 彦 | 全国建設弘済協議会 会長 | H25.6.11選任 |
| 9 | 理 事 | 秋 本 敏 文 | 公益財団法人日本消防協会 会長 | H25.6.11選任 |
| 10 | 理 事 | 菅 原 章 嗣 | 北海道喜茂別町長(北海道災害復旧促進協会 会長) | 再 任 |
| 11 | 理 事 | 穂 積 志 | 秋田県秋田市長(秋田県防災協会 会長) | 再 任 |
| 12 | 理 事 | 太 田 洋 | 千葉県いすみ市長(千葉県河川協会 理事) | 再 任 |
| 13 | 理 事 | 細 江 茂 光 | 岐阜県岐阜市長(岐阜県河川協会 会長) | 再 任 |
| 14 | 理 事 | 日 裏 勝 己 | 和歌山県印南町長(和歌山県河川協会 会長) | 再 任 |
| 15 | 理 事 | 速 水 雄 一 | 鳥根県雲南市長(鳥根県土木協会 会長職務代行) | 新 任 |
| 16 | 理 事 | 西 村 卓 士 | 高知県土佐町長(高知県防災砂防協会 会長) | 再 任 |
| 17 | 理 事 | 田 中 源 一 | 佐賀県江北町長(佐賀県防災協会 会長) | 再 任 |
| 1 | 監 事 | 堀 内 茂 | 山梨県富士吉田市長(山梨県河川砂防協会 副会長) | 再 任 |
| 2 | 監 事 | 佐々木 定 男 | 長野県佐久穂町長(長野県河川協会 会長) | 再 任 |

(注) 平成25年6月11日選任役員の任期は、選任日から平成27年度定時総会開催日まで。

【報告事項】

- (1) 平成25年度事業報告について
- (2) 平成26年度事業計画及び平成26年度収支予算について

上記報告を終了後、予定していた議案を全て終了し、閉会いたしました。

【第2回通常理事会】

平成26年度第2回通常理事会は、本定時総会で選任された理事により、霞が関ビル35階の東海大学校友会館「東海の間」で開催されました。

第2回通常理事会の議事に先立ち、事務局の提案に出席理事全員が賛成し、陣内孝雄 会長が議長となり、また、議事録署名人として陣内孝雄 議長、加藤 昭 副会長、小池清彦 副会長の3名を選任し、平成26年度第2回通常理事会の議案審議に入りました。

【議 案】

- 第1号議案 会長及び副会長の選定、並びに、副会長の順序について

新任理事（虫明功臣、品川正典）の紹介後、会長、副会長、並びに、副会長の順序について審議がなされ、出席理事の互選の結果、下記のとおり選定されました。

会 長 陣内孝雄

副会長 脇 雅史、加藤 昭、小池清彦

副会長の順序は

- 1.加藤 昭、2.脇 雅史、3.小池清彦



第2回理事会

「海岸法の一部を改正する法律」について

国土交通省水管理・国土保全局水政課

I. はじめに

「海岸法の一部を改正する法律」（平成26年法律第61号。以下「改正法」という。）が、平成26年6月4日に成立し、同年6月11日に公布されました。

海岸法は、昭和28年9月の台風13号による被害を受けて制定された特別の国庫負担率の適用等を定める特別立法を契機として、昭和31年に制定されました。また、平成11年には、海岸の防護に加え、「海岸環境の整備・保全」及び「公衆の海岸の適正な利用」を法目的に追加すること、海岸管理に関する総合的な計画制度を創設することなどの改正が行われました。

平成11年以来、15年ぶりとなる今回の改正は、今後30年以内の発生確率が70%と切迫する南海トラフ地震等による大規模な津波等に備えるため、海岸の防災・減災対策を強化するとともに、高度成長期等に集中的に整備された海岸堤防等の海岸保全施設の老朽化に対応するため、海岸の適切な維持管理を推進するものです。

以下、今回の改正の概要を紹介させていただきます。

II. 改正の概要

1. 減災機能を有する堤防等の海岸保全施設への位置付け（第2条、第23条の2関係）

【改正法の公布後2月以内施行】

東日本大震災では、堤防を越えた津波により、陸側の堤防と接する地面（法尻）が洗掘されたり、堤防を覆うコンクリート（被覆工）が流出したりすることなどがきっかけとなり、堤防が壊れました。

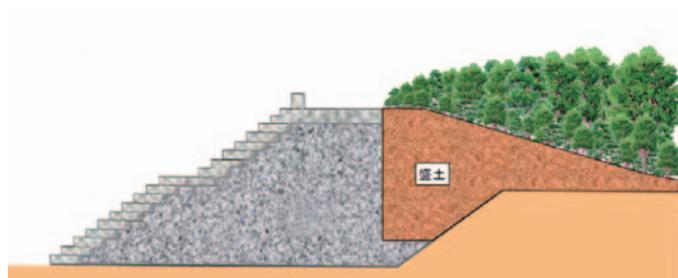
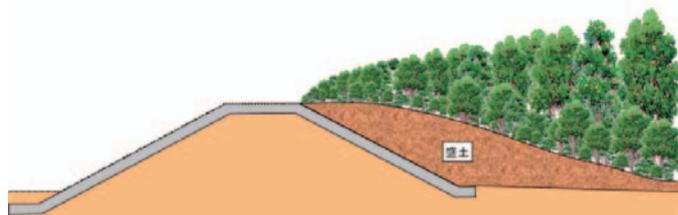
このため、堤防等と一体的に設置される減災機能を有する樹林（いわゆる「緑の防潮堤」）や根固工を海岸保全施設として明確に位置付けることとしま

した。これにより、津波が堤防を越えた場合に、堤防が壊れるまでの時間を遅らせ、避難時間を稼ぐとともに、浸水面積を減らすなどの効果がある粘り強い構造の堤防等の整備を推進することとしています。

また、堤防等と一体的に設置される減災機能を有する樹林とその背後に存する海岸防災林等との一体的な整備など、関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための「協議会」を設置することができることとしました。



東日本大震災における被害



「緑の防潮堤」イメージ

2. 水門・陸閘等の操作規則等の策定等（第14条の2～第14条の4、第21条の2～第23条関係）

【操作規則等の策定等は改正法の公布後6月以内施行、災害時の緊急措置は改正法の公布後2月以内施行】

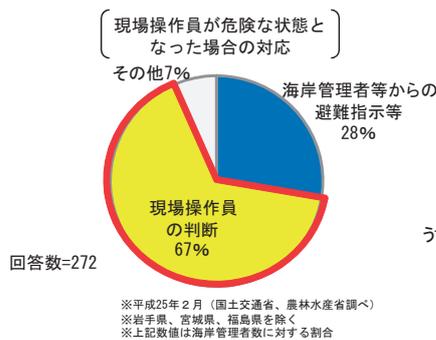
東日本大震災では、水門の閉鎖等に関係して多くの消防団員等が犠牲になりました。死亡・行方不明となった消防団員254名のうち、水門閉鎖等に関係していた方が59名含まれています。このため、水門・陸閘等を安全かつ適切に操作するための体制の構築が必要です。

水門・陸閘等の操作の実態を見ると、

- ・手動の水門等の開閉操作について、現場操作員が危険な状態となった場合の対応が、「現場操作員の判断」に任されている場合が約7割
- ・水門・陸閘等の管理・運用に関する規則等の策定状況について、策定されている施設は全体の44%

という状況です。

このような状況を踏まえ、水門・陸閘等について、現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作する方法や平常

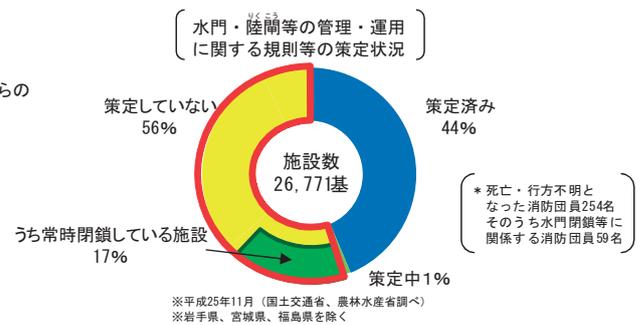


時の訓練等に関する操作規則等の策定を、施設の管理者に義務付けることとしました。

また、災害時に陸閘等に障害物があり閉鎖できない場合などに、海岸管理者が障害物の処分等を行うことができることとし、こうした緊急措置により損害が生じた場合や当該措置に協力した付近の住民等に損害が生じた場合の補償規定を整備しました。



陸閘の操作



3. 海岸保全施設の維持・修繕基準の策定（第14条の5関係）

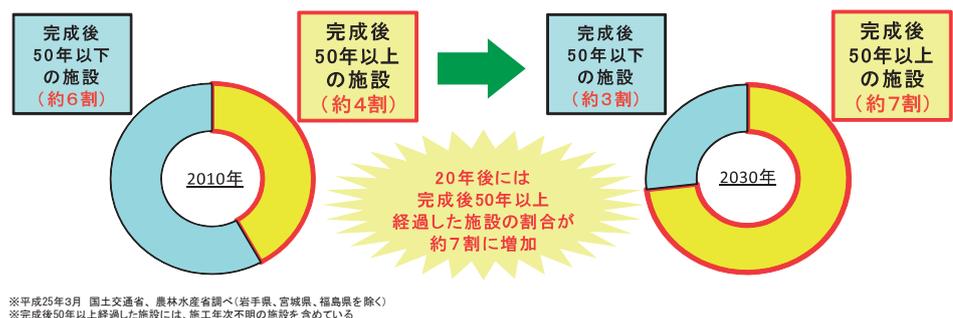
【改正法の公布後6月以内施行】

海岸堤防等については、完成後50年以上経過した施設の割合が2010年の約4割から2030年には約7割となるなど、今後、急速な老朽化が見込まれています。

このため、海岸管理者が海岸保全施設を良好な状態に保つよう、維持・修繕すべきことを法律上明確化するとともに、適切な時期の点検とそれに基づき的確に修繕を行うことで施設を長寿命化させるなど、予防保全の観点に立った維持・修繕に関する基準を、省令で策定することとしました。



鋼矢板の腐食・コンクリートの劣化



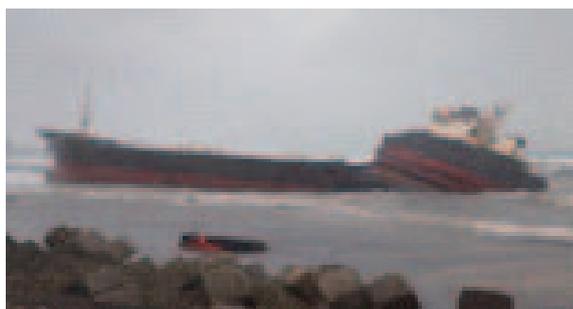
〈海岸堤防等の老朽化の現状〉

4. 座礁船舶の撤去命令（第12条第3項関係）

【改正法の公布後2月以内施行】

現行の海岸法では、海岸保全区域の陸域では、砂浜等の適正な利用を確保する観点から、海岸管理者は船舶の放置を禁止し、違反した場合に撤去を命令できますが、海域（低潮線よりも沖側）では船舶が座礁し、放置された場合に、その撤去を命令することができません。

このため、海岸保全区域内において船舶が座礁又は沈没し、当該船舶が海岸保全施設を損傷するおそれがある場合等に、海岸管理者は当該船舶の撤去をその船舶所有者に命令することができることとしました。なお、船舶所有者が命令に従わない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）により、海岸管理者が撤去の代執行をすることができることとなります。



座礁した船舶



海岸環境の維持（清掃活動）



海岸植生の保護

5. 海岸協力団体制度の創設（第23条の3～第23条の7関係）

【改正法の公布後2月以内施行】

海岸では、NPO、企業、市民団体などの民間の法人・団体が、清掃活動や希少動植物の保護などの様々な活動を行っており、地域の実情に応じた海岸の維持管理を充実させるため、海岸管理者のパートナーとしてこのような法人・団体の活動を促進することが重要です。

このため、海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができると認められる法人・団体を、海岸管理者が海岸協力団体として指定することができることとしました。また、この海岸協力団体の活動を支援するため、海岸法上の許可手続を簡素化するとともに、海岸管理者等が情報提供、助言等を行うこととしています。



希少種保護（ウミガメ卵の保護）

Ⅲ. おわりに

改正法は、公布後2月以内又は6月以内に施行されることとされており、現在、関係政省令の整備等、施行に向けた準備を進めているところです。今後、海岸の防災・減災対策を強化し、海岸の維持管理をより良くしていくためには、海岸管理者をはじめ、関係者が今回の改正による措置を的確に運用していくことが重要だと考えておりますので、関係者のご理解・ご協力をお願いいたします。

「河川愛護月間」(7月1日～31日)を実施します

～せせらぎに ぼくも魚も すきとおる～

国土交通省水管理・国土保全局治水課

国土交通省では、昭和49年から毎年7月を「河川愛護月間」と定め、河川愛護運動を実施しています。

本年度も、実施要綱(別添1)に基づき、各地方整備局等、都道府県、市町村が主体となって、地域住民、市民団体、河川愛護団体、関係行政機関等の協力を得て、「せせらぎにぼくも魚もすきとおる」を推進標語として、①地域と一体となった良好な河川環境の保全・再生、②地域社会と河川との関わりとの再構築、③河川愛護意識の醸成、④河川の適切な利用推進のための活動を行います。

また、7月1日から7日を「河川水難事故防止週間」と定め、出前講座等により水難事故防止に関する啓発活動を行い、河川利用者の安全意識の向上を図ります。

併せて、河川愛護月間推進特別事業として昨年度に引き続き、全国の小・中学生、高校生などを対象に、川での思い出や川への思いをテーマに絵と文章を組み合わせた絵手紙の募集を行うこととしております。

(別添1:「河川愛護月間」実施要領)…HP参照

(別添2:「河川愛護月間」絵手紙募集要領)…HP参照

HP: http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000783.html

【平成25年度活動状況】



ゴミの一斉清掃



水生生物調査



河川利用者との安全利用点検



「海岸愛護月間」(7月1日～31日)の実施について

～美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して～

国土交通省水管理・国土保全局海岸室 港湾局海岸・防災課

海岸は、人と海とのふれあいの場として、生活にうるおいをもたらす貴重な空間となっています。近年、様々な用途に利用されており、良好な海岸環境を保全することへの期待がますます高まっています。

このため、国土交通省では、国民の共有財産である海岸を貴重な生活空間として、いつまでも良好な状態に保つとともに、安全かつ適正な利用のため、海岸愛護思想の普及と啓発、及び防災意識の向上を図ることを目的とし、昭和47年から毎年7月を『海岸愛護月間』としています。

推進標語は「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」です。

なお、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日として「海の日」が祝日とされています。「海の月間」(7月1日～7月31日)は、海事思想の普及を図るため、海事関係団体・地方公共団体等の協力を得て実施しており、この『海岸愛護月間』においてもその趣旨を踏まえて「海の日」の意義を広めることとなります。

○平成26年度海岸愛護月間実施要綱…HP参照

○海岸愛護月間期間中の主な行事(予定)…HP参照

HP：http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji01_hh_000260.html



小中学校における環境教育



トライアスロン大会

【平成25年度活動状況】



海岸清掃



水防月間をかえりみて

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

本格的な出水期を前にした 5 月（北海道は 6 月）の水防月間が終了しました。

この月間は、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、国民全般に水防に関する基本的な考え方の普及を図り、水防の意義及び重要性について理解を深めていただくため、昭和 62 年から毎年実施しているものです。

今年も国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）の主催により、関係行政機関等の後援、全国水防管理団体連合会、公益社団法人全国防災協会ほか関係団体の協賛を得て、「洪水から守ろうみんなの地域」をテーマに、水防に関する広報

活動、水防演習や水防技術講習会の実施、水防連絡会の開催、重要水防箇所の水防管理団体との合同巡視、河川管理施設の点検整備などの取り組みを全国各地で実施しました。

広報活動としては、ポスターやリーフレット、パネル展示等を通じて「水防」の啓発を行うとともに、政府広報のラジオ番組等を通じ、ハザードマップの活用による国民一人一人の「水害への事前の備え」の重要性を呼びかけました。

また、水防月間の主要行事である水防演習を、利根川など全国 9 河川において地元自治体と共催しました。多数の住民の方々、関係団体等にご協力頂き、

平成 26 年度 総合水防演習実施箇所

| 地 整 名 | 演 習 名 | 実 施 日 | 実 施 場 所 |
|-------|-----------------------------------|-------------|----------------------------------|
| 北 海 道 | 十勝川水系利別川総合水防演習 | 6 月 14 日(土) | 利別川（右岸） 北海道中川郡池田町池田大橋下流右岸地先 |
| 東 北 | 名取川・阿武隈川下流総合水防演習 | 5 月 25 日(日) | 名取川（右岸） 宮城県名取市高館熊野堂地先 |
| 関 東 | 第 63 回利根川水系連合・総合水防演習 | 5 月 17 日(土) | 鬼怒川（左岸） 栃木県宇都宮市道場宿町地先 |
| 北 陸 | 平成 26 年度阿賀野川総合水防演習 | 5 月 25 日(日) | 阿賀野川（右岸） 新潟県阿賀野市新保地先（安田橋運動公園） |
| 中 部 | 平成 26 年度木曾三川連合総合水防演習・ 広域連携防災訓練 | 5 月 18 日(日) | 木曾川（右岸） 三重県桑名市長島町ほか |
| 近 畿 | 平成 26 年度野洲川総合水防演習 | 5 月 11 日(日) | 野洲川（右岸） 滋賀県野洲市市三宅地先 |
| 中 国 | 斐伊川総合水防演習・島根県総合防災訓練 | 5 月 24 日(土) | 斐伊川（左岸） 島根県出雲市武志地先 |
| 四 国 | 平成 26 年度四万十川総合水防演習 | 5 月 11 日(日) | 四万十川（左岸） 高知県四万十市不破地先 |
| 九 州 | 平成 26 年度筑後川・矢部川総合水防演習 | 5 月 18 日(日) | 筑後川（左岸） 福岡県久留米市東櫛原地先 |

3万5千人以上の参加者数となるなど、水防の意義・重要性を多くの方にお伝えすることができました。

今年の総合水防演習は、近年の地球温暖化に伴う異常気象により水害が局地化、集中化、激甚化していることを踏まえ、堤防の決壊や土砂崩れ等の大規模災害を想定し、関係機関との連携や防災ヘリ・災害対策用機械等の出動、応急復旧や人命救助等までを演習メニューとし、国土交通省と関係機関が一体となって総力を挙げた訓練を実施しました。また、昨年度の水防法改正を踏まえた、地下街等や社会福祉施設における事業者の自衛水防訓練も行うなど、

充実した訓練内容となりました。

国土交通省といたしましては、安全で安心できる地域社会を実現するため、治水施設の整備を積極的に推進していますが、ひとたび洪水が起きた場合、その被害の防止・軽減には水防活動が極めて重要です。今後とも、今年の月間での成果を踏まえ、より効果的な水防活動が実施されるよう関係機関の連携を強化するとともに、地域の住民や企業など多様な主体による水防への参画を促し、洪水時における「地域の水災力」の向上を図るなど、水防体制の充実・強化に努めて参ります。



シート張り工法による堤防の保護
(筑後川・矢部川総合水防演習)



災害対策本部車で TEC-FORCE、
自衛隊、消防、名取市等が連携した対策の検討
(名取川・阿武隈川下流総合水防演習)



大型土のう工による堤防復旧訓練
(四万十川総合水防演習)



地下鉄入り口での止水板設置訓練
(名取川・阿武隈川下流総合水防演習)

《各県コーナー》

茨城県マスコット ハッスル黄門



茨城県の災害について

……………茨城県土木部河川課災害グループ

1. はじめに

茨城県は関東地方の北東に位置し、東は太平洋を臨み、北に福島県、西に栃木県、南に埼玉県と千葉県に接しています。

北部は阿武隈山地の南端にあたり、標高500～900メートル級の山地が連なっています。支脈は栃木県沿いに南に延び、県中央部に名峰筑波山を形成しています。

本県の面積は約6,095平方キロメートルで、全国第24位であり、そのうち山地が県総面積の約1/3を占め、北部から北西部にかけて連なり、平野は県総面積の約2/3を占め、南部に広がっています。東方は約190キロメートルに及ぶ海岸が連続しています。

可住地面積は全国第4位で、約3,981平方キロメートルと県土の約65パーセントを占めており、

道路実延長は56,219キロメートルで、北海道に次いで第2位の延長を有しています。

2. 河川の概要

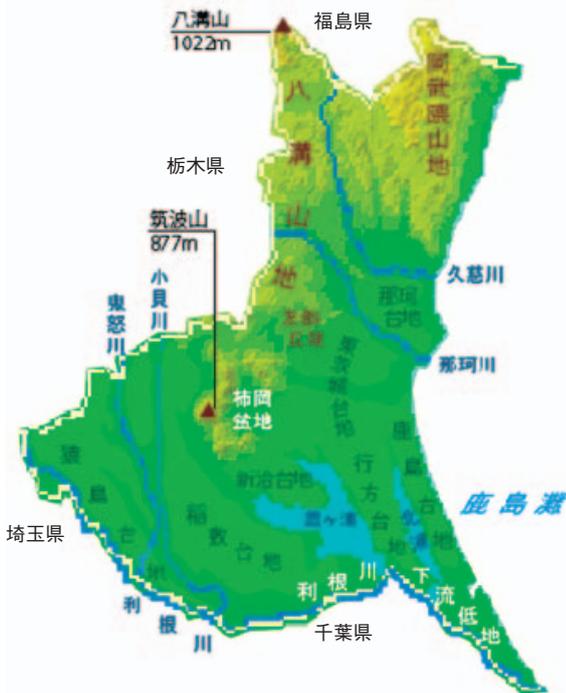
本県の河川は、北部山地で久慈川、那珂川水系、これら山地に水源を発する二級河川があります。南西部の河川は全て利根川水系であり、ほぼ県境沿いに利根川があり、鬼怒川、小貝川がこれに注いでいます。

一級河川は、利根川、那珂川及び久慈川の3水系で199河川、延長約1,892キロメートル、二級河川は28河川、延長約190キロメートルとなっています。

北部地域の河川の大部分は、山間部を流れる比較的急流で、美しい自然と清らかな水質が維持された河川です。

南西部地域の河川は、広大な田園地帯をゆったりと流下する緩流河川が大半を占めています。この地域には、沖積層の厚い軟弱地盤帯が各所があり、施設の基礎処理に多くの費用と期間を要する河川が少なくありません。

利根川水系の下流には、日本第2位の面積を有する霞ヶ浦、北浦を中心とした水郷地帯になっており、水政の縮図となっています。



茨城県の概要



夕日に映える霞ヶ浦と筑波山

《各県コーナー》

3. 茨城県の災害

本県における過去の災害では、直轄河川においては、那珂川の氾濫や小貝川の決壊、県管理河川においては、桜川の決壊等がありました。特に平成10年の台風4号による那珂川の氾濫では、県都である水戸市街地で浸水被害が発生したほか、橋梁の流出など多くの公共土木施設が被災しました。また、上流部の栃木県で牛舎が流出したことにより、牛が流れてくる事態も発生しました。

過去10年間の災害状況は、年平均約56件（東日本大震災を除く）と、比較的災害の発生は少ない県であります。

しかし、記憶に新しいところでは、平成23年の東日本大震災があります。平成23年は、査定件数1,894箇所（地震災1,798箇所、風水害96箇所）査定決定額約32,208百万円（地震災31,489百万円、風水害719百万円）となっております。



漂着して救助された黒牛（ひたちなか市）

本県では希にみる大災害でありましたが、公共土木施設の復旧は、ほぼ完了しておりますが、県全体の復興は道半ばであります。



JR 常磐線橋梁 水戸大橋付近より上流を望む（平常時）



東日本大震災による津波（大洗港：大洗町）



平成10年8月台風4号 洪水時



東日本大震災 液状化による被災
（国道245号：日立市内）

《各県コーナー》

平成25年の災害は、本県に接近した9月の台風18号及び10月の台風26号により、公共土木施設が被災し、計2回の災害査定を実施しました。主に河川災で、増水による河岸浸食等が多く見受けられました。被災終息後、概ね2カ月で査定を実施し、県と市町村合わせて41箇所、約513百万円の採択を受けました。



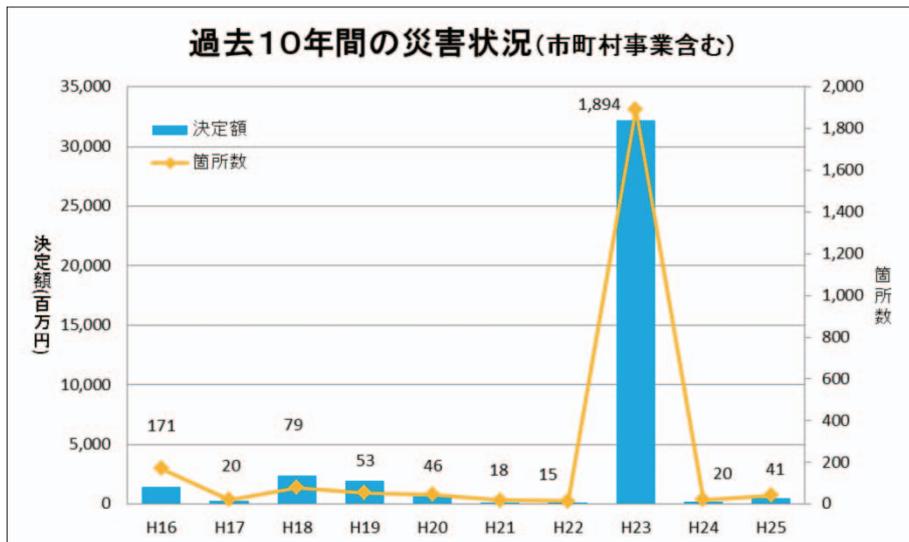
平成25年発生災害 堤防浸食箇所 (桜川)



平成25年発生災害 堤防浸食箇所 (久慈川)



平成25年発生災害 堤防決壊箇所 (清明川)



《各県コーナー》

4. 災害復旧に関する研修

団塊世代の退職により、技術者不足や技術力不足が囁かされているなか、災害復旧においても技術の伝承が必要であり、東日本大震災後の翌年には、茨城県河川・道路災害実務要領（案）を作成し、昨年は2回の災害に関する研修を実施しました。

一つ目は、県職員及び市町村職員を対象に、災害復旧実務講習会を開催しました。この講習会では、茨城県河川・道路災害実務要領（案）の説明を行うとともに、国土交通省水管理・国土保全局防災課災害査定官を講師として招き、災害査定の留意点や採択事例について講義を頂きました。

二つ目は、（一財）茨城県建設技術公社と共催の建設技術（災害復旧）研修会で、実際に査定を受検した現場をモデルに、河川課職員が査定官、立会官役に扮し、模擬査定を行いました。対象は市町村の実務経験が1年以上3年未満の土木関係職員とし、査定の流れを実践することで、復旧事業に必要な基礎知識を習得させることを目的としております。参加者からは、実践的な研修で業務の遂行に役に立っているなど、好評を頂いております。

また、平成24年度は関東地方整備局の災害査定研修が茨城県内で開催され、合同で研修を行い、実際に現地へ赴き模擬査定を実施し、大変有意義な研修となりました。



茨城県災害復旧実務講習会の様子



平成25年度 建設技術研修会の様子



平成24年度 関東地方整備局との合同研修の様子

5. おわりに

本県は昨年の都道府県魅力度ランキングで最下位という結果でしたが、気候は比較的温暖であり、災害の少ない県であります。

春は日本三名園の一つ『偕楽園』の梅祭り、夏は海水浴や湖沼を利用したマリンスポーツ、秋は阿武隈山地に属する花貫溪谷の紅葉、冬は日本三大名瀑の一つ『袋田の滝』の全面氷瀑等があり、季節毎の楽しみが満載です。

また、農業産出額が全国第2位で、漁業漁獲量も全国第5位となっており、農産物、海産物、畜産物共に食も豊富であります。

ぜひ一度来県し、本県を満喫していただければ、様々な魅力を楽しむことができますので、魅力度ランキングアップに一役かっただいただければ幸いです。

最後になりましたが、災害査定において、ご指導・ご支援をいただきました国土交通省並びに財務省の方々に紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

防災課だより

人 事 異 動

〔水管理・国土保全局関係人事発令〕

△平成26年6月16日

| 氏 名 | 新 所 属 | 備 考 |
|-------|-------|-------------------------------|
| 松宮 洋介 | 退職 | 大臣官房付（復職（公社）日本下水道協会技術研究部国際課長） |

△平成26年6月19日

| | | |
|-------|--|------------------|
| 長井 義樹 | 国土技術政策総合研究所土砂災害研究部深層崩壊対策研究官（併）砂防部砂防計画課 | 復帰（エチオピア連邦民主共和国） |
|-------|--|------------------|

△平成26年6月30日

| | | |
|-------|-----------------------|----------------|
| 石橋 一恭 | 退職（（独）水資源機構朝倉統合事業所参事） | 河川環境課流水管理室課長補佐 |
|-------|-----------------------|----------------|

△平成26年7月1日

| | | |
|-------|--|---|
| 越智 繁雄 | 水資源部長（併）内閣官房副長官補付内閣審議官（併）内閣官房水循環政策本部事務局長 | 水資源部長（併）内閣官房副長官補付内閣審議官（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室長 |
| 秋本 佳則 | 大臣官房審議官（併）内閣官房副長官補付内閣審議官（併）内閣官房水循環政策本部事務局審議官 | 大臣官房審議官（併）内閣官房副長官補付内閣審議官（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室審議官 |
| 金尾 健司 | 河川計画課長（併）復興庁統括官付（併）大臣官房広報戦略室広報戦略官（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（併）内閣官房水循環政策本部事務局参事官 | 河川計画課長（併）復興庁統括官付（併）大臣官房広報戦略室広報戦略官（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室参事官 |
| 海野 修司 | 水資源部水資源計画課長（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（併）内閣官房水循環政策本部事務局参事官 | 水資源部水資源計画課長（併）内閣官房副長官補付内閣参事官（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室参事官 |
| 内藤 正彦 | 大臣官房付 | 河川計画課河川情報企画室長 |
| 藤巻 浩之 | 河川計画課河川情報企画室長 | 防災課防災調整官 |
| 宮武 晃司 | 防災課防災調整官 | 防災課首都直下地震対策官 |
| 塩本 知久 | 水資源部水資源政策課水源地域振興室長（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房水循環政策本部事務局企画官 | 水資源部水資源政策課水源地域振興室長（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室企画官 |
| 児玉 克敏 | 水資源部水資源政策課水資源政策企画官（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房水循環政策本部事務局企画官 | 水資源部水資源政策課水資源政策企画官（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室企画官 |
| 三輪 準二 | 水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室長（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房水循環政策本部事務局企画官 | 水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室長（併）内閣官房副長官補付企画官（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室企画官 |
| 天野 邦彦 | 休職（（一財）水源地環境センター水源地環境技術研究所研究第二部主任研究員） | 大臣官房付（中部地方整備局浜松河川国道事務所長） |
| 澁谷 慎一 | 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 | 大臣官房付（復職（（一財）水源地環境センター水源地環境技術研究所研究第二部主任研究員）） |
| 名波 義昭 | 大臣官房付 | 退職（（独）水資源機構経営企画部長） |
| 廣木 謙三 | 大臣官房付 | 退職（（独）土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター水災害研究グループ国際水防災研究監） |
| 藤兼 雅和 | 防災課首都直下地震対策官（併）水資源部水資源計画課 | 大臣官房付 |
| 村川 奏支 | 土地・建設産業局建設市場整備課建設市場整備推進官 | 水政課法務調査官 |
| 近藤 克郎 | 近畿地方整備局木津川上流河川事務所副所長 | 河川計画課付（復帰（ケニア共和国）） |
| 菅 良一 | 近畿地方整備局福知山河川国道事務所建設専門官 | 河川計画課付 |
| 今井 康治 | 道路局企画課道路経済調査室調査第二係長 | 河川計画課国際室地球温暖化分析係長 |
| 竹下 哲也 | 国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室主任研究官 | 河川環境課水防企画室企画専門官（併）防災課 |
| 秩父宏太郎 | 北陸地方整備局信濃川河川事務所調査課長 | 河川環境課企画係長 |
| 藤枝 達也 | 関東地方整備局荒川下流河川事務所調査課長 | 治水課流域治水企画係長 |

| | | |
|-------|---|--|
| 嶋川 智尉 | 観光庁地域振興部観光資源課長補佐 | 砂防部砂防計画課砂防管理室課長補佐（併）総合政策局環境政策課 |
| 小野 協子 | 水政課法務調査官 | 内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室長 |
| 渡邊 正一 | 河川計画課付 | 北陸地方整備局新潟国道事務所建設専門官 |
| 村岡 和満 | 河川計画課付 | 中国地方整備局企画部広域計画課地域計画係長（併）中国地方整備局企画部企画課 |
| 小林 侑 | 河川計画課国際室地球温暖化分析係長 | 港湾局計画課第二計画係長 |
| 仲道 貴士 | 河川環境課流水管理室課長補佐 | 辞職（（独）水資源機構管理企画部付） |
| 信田 智 | 河川環境課水防企画室課長補佐（併）防災課 | 関東地方整備局企画部企画課長（併）内閣官房地域活性化統合事務局 |
| 橋爪 翔 | 河川環境課企画係長 | 総合政策局海外プロジェクト推進課国際協力第二係長（併）国際統括室 |
| 高橋 靖 | 治水課流域治水企画係長 | 関東地方整備局河川部河川計画課河川分析評価係長 |
| 太田 太一 | 下水道部下水道企画課長補佐 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長補佐 |
| 大崎 信慈 | 砂防部砂防計画課砂防管理室課長補佐（併）総合政策局環境政策課 | 総合政策局政策課政策調査室課長補佐 |
| 早川 潤 | 砂防部保全課海岸室課長補佐 | 北陸地方整備局企画部企画課長（併）内閣官房副長官補付地域活性化統合事務局 |
| 船山 晋 | 関東地方整備局（併）総務課予算第一係（四席）＜部外併任＞ | 総務課予算第一係（四席） |
| 大谷 綾菜 | 総務課人事係＜併任解除＞ | 関東地方整備局総務部人事課（併）総務課人事係 |
| 堤 達也 | 河川環境課水防企画室企画専門官（併）河川計画課河川情報企画室 | 河川環境課水防企画室課長補佐（併）河川計画課河川情報企画室 |
| 塚田 政行 | 治水課流域土地利用政策分析官 | 水資源部水資源政策課専門調査官 |
| 加藤 悠司 | 水資源部水資源政策課水源地域振興室企画係主任（併）治水課 | 水資源部水資源政策課水源地域振興室企画係（併）治水課 |
| 吉田 成人 | 水資源部水資源政策課企画専門官（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局員 | 水資源部水資源政策課企画専門官（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室員 |
| 関澤 信弘 | 水資源部水資源政策課長補佐（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局員 | 水資源部水資源政策課長補佐（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室員 |
| 吉川 正純 | 水資源部水資源政策課水源地域振興室課長補佐（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局員 | 水資源部水資源政策課水源地域振興室課長補佐（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室員 |
| 西川真紀子 | 水資源部水資源政策課総務係長（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局員 | 水資源部水資源政策課総務係長（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室員 |
| 正木 孝治 | 水資源部水資源計画課水循環推進調整官（併）水資源部水資源政策課地下水対策室（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局員 | 水資源部水資源計画課水循環推進調整官（併）水資源部水資源政策課地下水対策室（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室員 |
| 南里 康久 | 水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室主査（併）水資源部水資源政策課地下水対策室（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局員 | 水資源部水資源計画課総合水資源管理戦略室主査（併）水資源部水資源政策課地下水対策室（併）内閣官房副長官補付（併）内閣官房水循環政策本部事務局設立準備室員 |
| 西 修 | 下水道部下水道企画課付 | 下水道部下水道企画課長補佐 |
| 峯 健介 | 下水道部下水道事業課事業係長 | 下水道部下水道事業課事業係 |
| 伊藤 栄 | 水資源部水資源政策課専門調査官 | 砂防部砂防計画課砂防管理室課長補佐 |
| 梅本 武史 | 砂防部保全課砂防事業調整係主任 | 砂防部保全課砂防事業調整係 |
| 室永 武司 | 河川計画課付 | 砂防部保全課海岸室企画専門官 |
| 柴田 亮 | 砂防部保全課海岸室企画専門官 | 砂防部保全課海岸室課長補佐 |

会員だより

「災害復旧事業における工夫事例の紹介」 ～平成25年発生災害～

鳥取県 県土整備部
技術企画課 土木防災担当
土木技師 田代 誠士



※鳥取砂丘の海岸現地調査の合間に

1. はじめに (1) 鳥取県の概要

鳥取県は、中国地方の北東部（いわゆる山陰地方の東側）に位置し、東西約120km、南北約20～50kmの東西に細長い県で、面積3,507km²は全国で41番目の小さな県です。都道府県の中では最も人口が少なく、約58万人です。



図-1 鳥取県の位置

(2) 鳥取県の地勢

北は日本海に面し、山陰海岸国立公園及び山陰海岸ジオパークに指定された鳥取砂丘、浦富海岸をはじめとする白砂青松の海岸線が続いており、南は、中国地方の最高峰・大山（だいせん）をはじめ、中国山地の山々が連なっています。山地の多い地形ながら、三つの河川の流域に平野が形成され、それぞれ鳥取市、倉吉市、米子市が流域の中心都市として発達しています。

(3) 鳥取県の気候

全域が日本海側気候であり、春から秋までは好天の日が多く、冬は曇りや雨、雪の日が多くなっています。また、全域が豪雪地帯に指定され、西日本屈指の降雪地域となっています。年降水量は約2,000mmですが、台風などによる自然災害は比較的少なく、気候条件には恵まれています。

2. 平成25年発生災害の状況

鳥取県は比較的災害の少ない県であり、公共土木施設の過去20年間の平均被害額は約30億円となっています。

平成25年は、4月の爆弾低気圧による海岸災害に始まり、鳥根県・山口県で大きな被害が発生した7月豪雨（本県での災害発生は7月15日）、9月、10月の大雨、台風などにより154箇所、約20億円の公共土木施設災害が発生しました（図-2）。

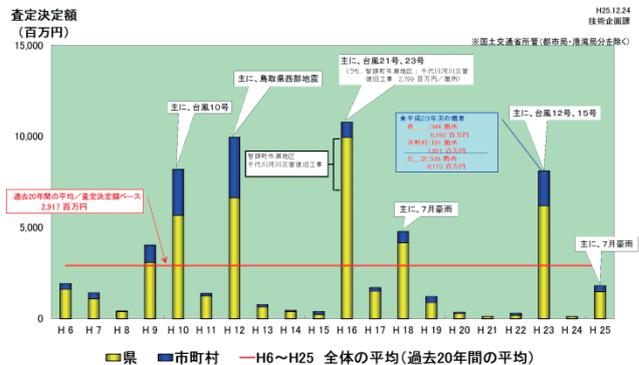


図-2 鳥取県の公共土木施設災害復旧事業費

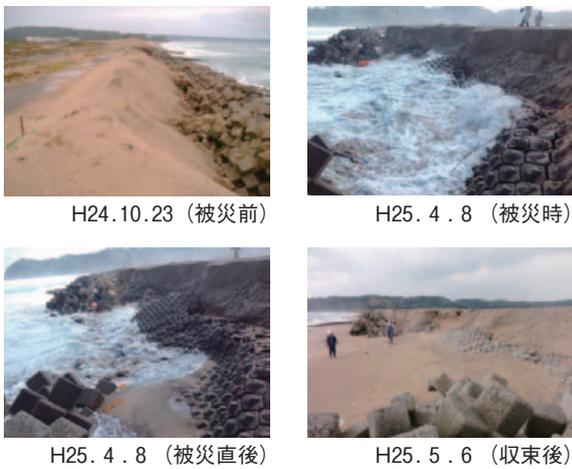
本稿では、その中から私が随行として関わった、特徴的な2つの事例について紹介します。

会 員 だ よ り

(1) 気高海岸 (宝木地区) 海岸災害復旧工事
《平成25年災第 1 号》

○被災概要

平成25年4月6日から7日にかけて、低気圧が急速に発達しながら山陰沖を進んだ影響で、鳥取県内では風が強まり、7日午前には県内全域に暴風警報が発令されました。この暴風による波浪により、昭和51年に整備された消波工（六脚ブロック2.0t）及び護岸工（連結ブロック張）の海岸保全施設に被災が生じました。

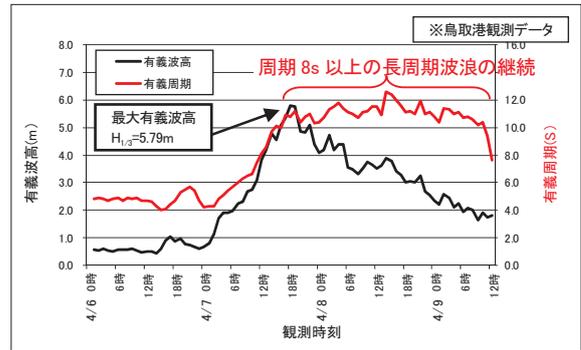


写真－1 気高海岸の被災状況

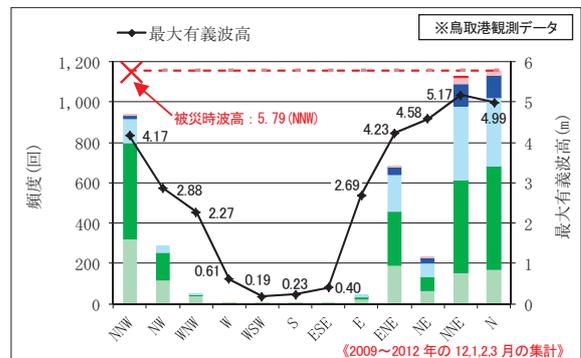
○被災時の気象状況

近隣の鳥取港の観測データによると、4月7日7時から18時にかけて最大風速（10分間平均風速の最大）15m/s以上の暴風が継続し、10時には今回の観測値の最大である20.4m/sを観測しました。この暴風により波浪も大きくなり、7日18時には有義波高5.79mを記録しました。

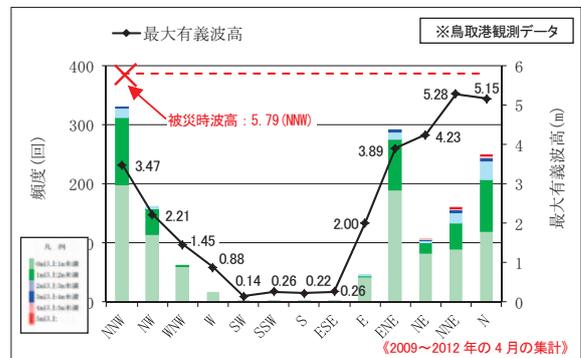
被災時の波浪特性は、周期8秒、有義波高4m以上の長周期・高波浪の波浪が18時間程度継続して作用する特性を有する侵食性波浪でした（図－3）。鳥取県沿岸においては、このような長周期波浪の継続による細粒分の吸出しが原因と考えられる被災がこれまでも多く発生しており、今回の被災も同様であったと考えられます。また、被災当日は大潮だったことから潮位が高く、低気圧による吸い上げ効果及び風による吹き寄せ効果による水位上昇もあり、観測した有義波高5.79mは



図－3 被災時の波浪



図－4 既往波浪特性との比較（冬期波浪）



図－5 既往波浪特性との比較（4月波浪）

4月の過去3年の観測値の中で最大となりました。この観測値は、冬季波浪よりも大きいもの（図－4、5）であり、洗掘・吸出しが発生しやすい気象状況であったと言えます。

○被災原因の整理

被災原因を除去するため、被災した施設、海岸の特性を整理しました。

① 海岸侵食の影響

・当箇所は従来から侵食作用を受けている海岸で

会員だより

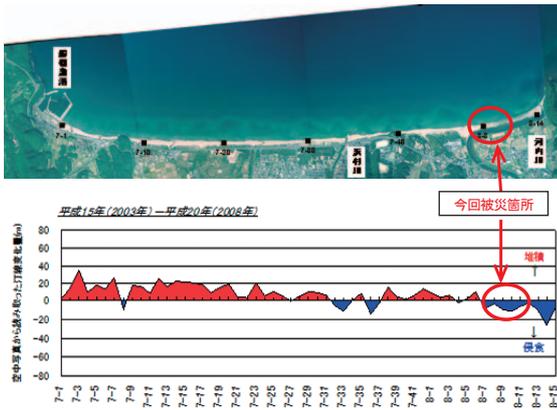


図-6 汀線変化の状況

あり、冬季風浪により侵食が進行していた可能性が高く、侵食の進行で海浜が本来有している消波機能が低下していた（図-6）。

② 消波工の被災

- ・消波工は H.H.W.L. 以上に位置しており、通常時は直接波浪の作用を受けないが、被災時は碎波による水位上昇と低気圧による吸い上げ効果及び風による吹き寄せ効果による水位上昇により、波浪を直接受けた。
- ・被災した消波工の構造は、砂の上に直接ブロックを設置しただけの構造であるため、波浪の作用による洗掘と砂の吸出しを受け沈下・転倒した。
- ・当箇所に来襲する波向きが護岸に対してほぼ直角であること、被災時の波浪が長周期で侵食特性を有していたことから洗掘・吸出し効果を助長した。被災時の写真（写真-1、右上）では、濁りが激しく砂の移動が顕著であったことが確認でき、災害収束後の航空写真（写真-2）では、被災箇所周辺の沖で波浪や離岸流等による侵食を受けたような深浅ラインがみられ、岸沖



写真-2 災害収束後の航空写真

方向の動きが顕著だったことが確認できる。

- ・同じように侵食傾向にある東側の施設が被災しなかったのは、岬の影になっていることと岩礁により波高が低減され、被災箇所と比べ波高が小さかったためである。

③ 護岸工の被災

- ・消波工の被災により、長周期波浪が継続的に護岸工に直接作用していたが、護岸工はもともと波浪に対して防護するものではないため、引き波時の掃流力（沖に戻る力）により、護岸工の背面土砂の細粒分が吸出しを受け、減少し背面土砂の陥没、護岸の崩落等が生じた。

○復旧工法

今回の被災は、長時間継続した高波浪によって急激に砂が流出したことが原因であり、原形復旧により砂浜の侵食を完全に防ぐことは困難です。また、前述のとおり当海岸では従前から侵食傾向にあり、被災した消波工も経年的な沈下を生じていました。

鳥取県では、平成17年に鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドラインを策定し、継続的にサンドリサイクルを実施して海岸の保全を図っています。当海岸でも侵食対策として、施設整備の代わりに継続的な養浜による侵食対策を実施して維持管理を行っていたことから、災害復旧の申請に当たり被災前の消波工の高さを従前の施設とみなして復旧工法の検討を行いました（図-7）。

復旧工法として、消波工については最低限の被災原因の除去のため基礎捨石を追加した上で、被災直前の高さまでを申請し、崩壊した護岸工については吸い出し防止マットを追加して申請し、申

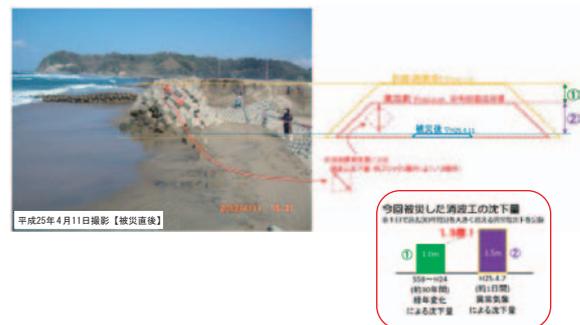


図-7 被災施設の状況

会員だより

請どおり採択されました（図-8）。

なお、被災前の消波工の高さまでの復旧では、施設整備時の効用の回復が図れないことから、引き続きサンドリサイクルによる維持管理を継続することにより、施設及び海岸の保全を図ることとしています。

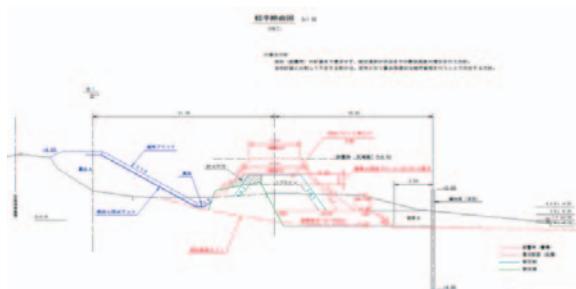


図-8 気高海岸災害復旧横断面図

○査定時の工夫

① 現地査定における丁張りの設置

- ・復旧工法の説明に当たっては施設整備時点と被災前の消波工の高さ及び被災状況を明確に区別して説明する必要がある。そこで、現地査定でイメージを掴みやすくするため、それぞれの高さを復元した丁張りを設置した（写真-3）。

② 被災概要イメージの作成

- ・消波ブロックの沈下の採択要件である各段面の1/2以上の沈下（今回の被災の場合被災直前の消波ブロック高からの沈下量）を説明するため、被災直前までの状況と被災当日の被災状況のイメージ図を作成した（図-9）。

③ 査定現場臨場研修の実施

- ・査定官及び立会官に理解を得た上で、県及び市町村の災害復旧事業担当者の希望者による査定



写真-3 丁張り設置状況

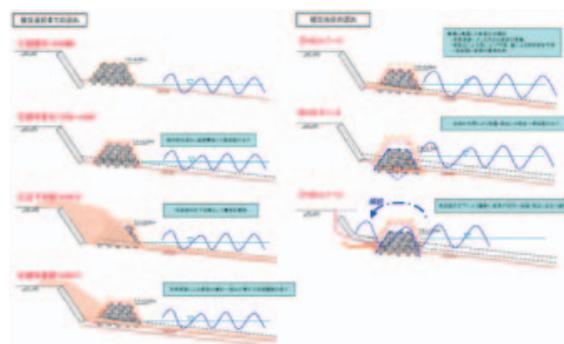


図-9 被災状況イメージ図

現場臨場研修を行った。

(2) 寺谷川砂防災災害復旧工事（一定災）

《平成25年災第42号》

○被災概要（※平成25年発生災害採択事例集より）

平成25年7月15日の豪雨では、被災箇所周辺の観測所で最大時間雨量68mm、24時間雨量118mmの降雨を記録しました。この最大時間雨量68mmは、降雨強度から降雨確率1/100に相当するものだったと推測されます。この豪雨により、既設砂防堰堤の上流から土石流が発生し、堰堤が満砂に近い状態となり、流木を含んだ多くの土砂が下流に流出しました。

従前の平均河床勾配は1/16（1/10～1/20）と急勾配であったため、既設砂防堰堤を超えた洪水流が護岸を侵食しながら流下したことにより、著しい縦横断侵食及び河床低下をもたらし、既設護岸等の9割程度が流出しました。さらに、河床幅1.5m程度の湾曲が連続した河川内に降雨確率1/100に相当する流量（約18m³/s）が流入したことにより、湾曲部や護岸天端高の低い場所の護岸崩壊及び背後地への越水等により、下流の民家、耕作地及び町道へ土石流が流入し、激甚な被害となりました（図-10、写真-4）。

被災延長（河川延長）は483m（両岸で966m）で、当該箇所が中山間地域であることを考慮すれば広範囲にわたる被災であり、被災程度が激甚であること、経済効果が大であることから一定の計画に基づいて改良復旧を行う「一定災」により復旧することとしました。

会員だより

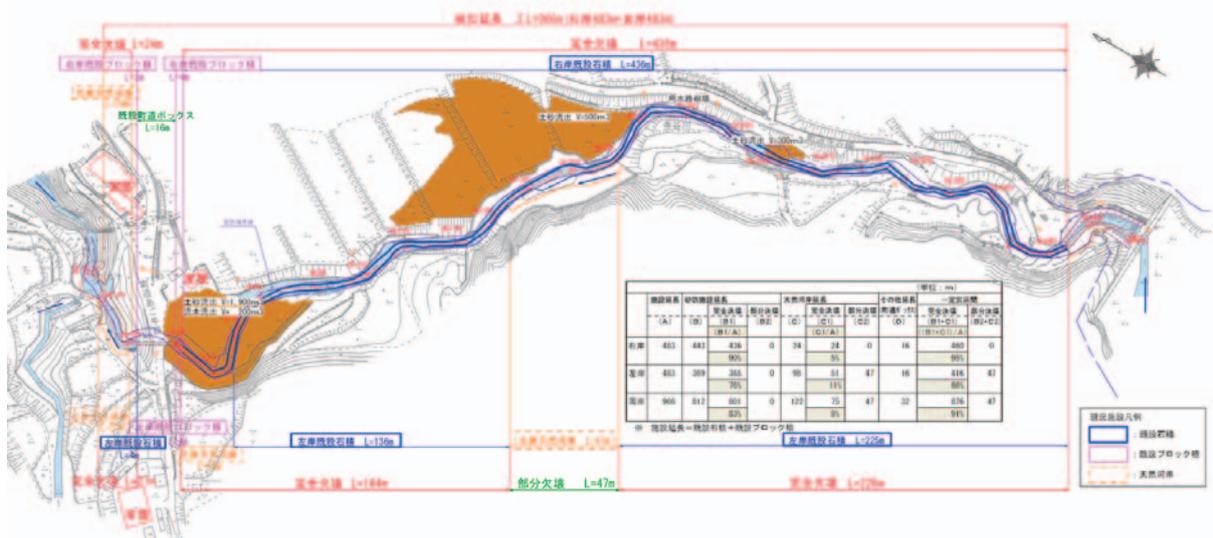


図-10 被災状況平面図

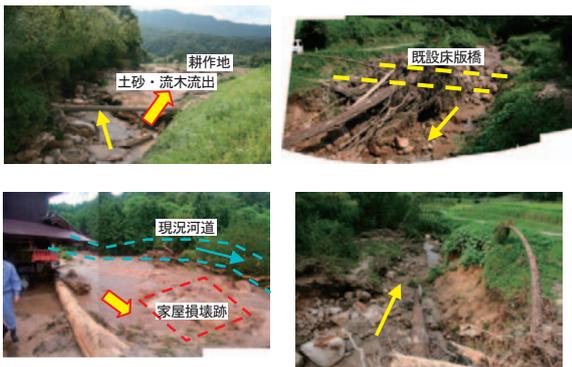


写真-4 寺谷川の被災状況

○復旧工法

復旧工法の検討に当たっては、原形復旧及び改良復旧について、それぞれ工法検討を行いました。

① 原形復旧での検討

- ・従前の平均河床勾配が1/16と急勾配であったため、自然落差部に床固工を配置し、各床固工との間に帯工を配置し、縦断方向の侵食を防止する計画とした。
- ・しかし流速及び曲線半径については、砂防技術基準に示す所要の値（流速5m/s以下、曲線半径/川幅が5以上）を満足することができず、特に被災区間の中間付近（曲線半径5m）では護岸の高さが不足し、背後地への越水、護岸背後の侵食を防ぐことができないことから、従前の効用回復を行う原形復旧は、不相当と判断し

た。

② 改良復旧での検討

1)改良復旧

- ・改良要素として3つの項目（河積の拡大、法線（曲線半径）の是正、縦断勾配の是正）について検討を行い、河川砂防技術基準（案）に準じた必要最小限の改良復旧を計画した。

2)投資効果

- ・改良効果を明確にするため、2つの手法（災害復旧助成制度の考え方を準用した効果比、妥当投資額算定要領及び砂防事業の土石流対策費用対効果）により投資効果を算出し、事業の妥当性を評価した。いずれの手法においても基準値を上回り、投資効果が大きいことを確認した。

3)下流域への影響

- ・下流に別の改良費を入れなければ復旧目的が達成できないような復旧計画は、一定災として成立しないことから、下流域の整備状況及び河積断面を検証し、上流の被災箇所において流下能力の向上（改良復旧）を図っても現況河道断面で流下能力を確保でき、下流域への負荷が問題ないことを確認した。

4)査定決定の概要（図-11）

- ・査定決定の概要は、次のとおりである。なお、復旧延長は、法線是正（ショートカット）後

会 員 だ よ り

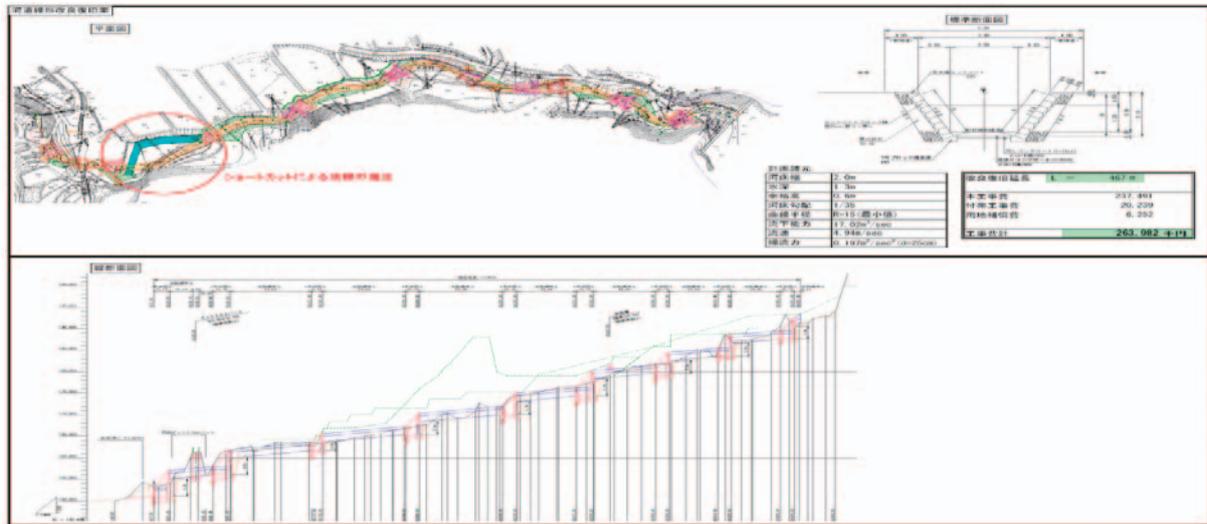


図-11 寺谷川砂防災害復旧計画

であり、被災延長とは異なる。

- ・採択条項：要綱第 3 ・(二)・ト
- ・工 事 費：267,730千円
- ・復旧延長：L = 467.0m
- ・工事内容：コンクリートブロック積工
 A = 1,724㎡
 石積工 A = 270㎡
 床固工 N = 9 基
 函渠工 N = 1 基 ほか

○査定・施工時の工夫

- ① 現地査定における丁張りの設置
 - ・9割程度の既設護岸が完全欠壊した激甚な被災であったため、現地査定において、従前の河道断面等の形状が確認できない状況だった。このため、限られた時間内において実地査定がスムーズに行えるよう、日頃の管理状況や砂防設備台帳等の既存資料を基に、丁張りを現地に設置し、従前の河道断面等を復元するなどの工夫を

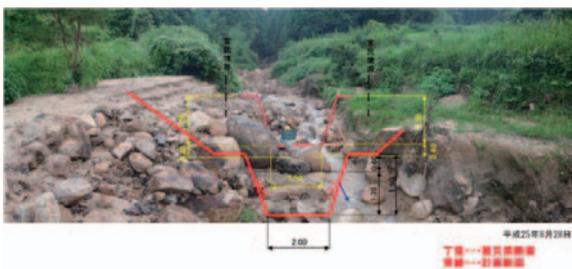


写真-5 丁張り設置状況

行った(写真-5)。

- ② 被災原因除去のための県単独事業の実施
 - ・今回の被災により既設砂防堰堤が満砂に近い状態となったが、災害復旧事業での埋そく土砂撤去は採択要件を満たさなかったことから、今後の出水、土石流の発生に備えて県単独事業による土砂撤去を行う計画とした。
 - ・復旧事業は現在鋭意施工中だが、土砂撤去は災害復旧事業の実施に先立ち実施し、住民の安全安心の確保を図った。
- ③ 住民との情報共有
 - ・地元住民等に事業の概要、復旧工法、進捗を周知するため、現場周辺に説明看板を設置するとともに、説明ちらしを配布している(写真-6)。

今回の寺谷川砂防災害復旧工事は中国地方で初の一定災の採択であり、計画、申請、査定、採択に当たっては、国土交通省水管理・国土保全局防災課の災害査定官、係長、財務省の立会官をはじめ



(地元説明看板)

(ちらし)

写真-6 看板設置状況

会員だより

め、関係者の皆さまからご支援、ご指導をいただいたことに対して、紙面をお借りして、改めて御礼申し上げます。

3. おわりに ～鳥取県の紹介・PR～

(1) 鳥取県の観光

鳥取県は、既に紹介したように山陰海岸国立公園及び山陰海岸ジオパークに指定された鳥取砂丘、浦富海岸をはじめとする白砂青松の海岸線や、大山隠岐国立公園の一部である中国地方最高峰の大山（だいせん）、県内全域で湧出する様々な温泉など、海から山まで豊かな自然に囲まれています。夏には良質な水質の海水浴場を満喫でき、秋は山々が紅葉に染まり、冬は一面の銀世界が広がる、そんな自然溢れる鳥取県では四季の美しさを間近で感じることができます。

その豊かな環境の中で、二十世紀梨をはじめとした数々の農産物が生産されるとともに、日本海では松葉ガニなどの新鮮な海の幸が水揚げされています。



写真－7 鳥取砂丘



写真－8 浦富海岸
(山陰海岸ジオパーク)



写真－9 大山（だいせん）



写真－10 三朝温泉



写真－11 二十世紀梨



写真－12 松葉ガニ

会員だより

(2) 鳥取県の交流

鳥取県では、古くから日本海を隔てた対岸の国々との交流があり、日本有数の漁獲量を誇る境港では、漁港機能に加えて韓国・ロシアとの定期船便の就航、大型クルーズ客船の寄港などを軸に、日本海側の玄関口としての活用、機能整備を図り、環日本海交流時代の拠点づくりを進めています。

また、県内の2つの空港（鳥取空港、米子鬼太郎空港）では、新路線の就航、既存路線の増便が積極的に図られており、羽田、神戸、成田、札幌、那覇、仁川（韓国）との直通便があります。

環日本海時代の交流拠点の整備の一環として、遅れていた高速道路ネットワークの整備もようやく進んできています。平成25年3月には中国横断自動車道「姫路鳥取線」のうち、中国縦貫自動車道（岡山県佐用町）から鳥取インターチェンジ（鳥取市）までの鳥取自動車道（「無料」の高速道路）が全線開通しました。この開通により鳥取県東部が高速道路自動車道と連結されることとなり、鳥

取～大阪間が約2時間30分で結ばれました。今後はミッシングリンクを解消するため、国土交通省により整備が進められている山陰自動車道の全線開通が待ち望まれているところです。

鳥取県のイメージに関するアンケート結果では、“不便”、“遠い”という印象が多く寄せられていましたが、以上のように交通網の整備が進んで全国の皆さまにとって鳥取県がますます身近になっていますので、ぜひ、鳥取県へお越しください。



図-12 鳥取県のおすすめ観光地

新刊ご案内

平成26年5月発行

実務上手放せない本書をぜひお手元に一冊！

災害復旧実務講義集（平成26年度版）

A4判 440頁余 頒価4,400円（消費税込み） 送料協会負担

内容案内

- ・最近の自然災害と防災・減災の取り組みについて
- ・災害採択の基本原則について
- ・災害査定留意点について
- ・災害事務の取扱いについて
 - I 災害復旧制度の概要
 - II 災害報告
 - III 災害事務の管理
 - IV 国庫負担率の算定事務
 - V 災害復旧事業の予算
 - VI 改良復旧事業等に対する補助制度
 - VII 災害復旧事業費の精算と成功認定
- ・「美しい山河を守る災害復旧基本方針」改訂とそのポイント
- ・災害復旧事業の技術上の実務について
 - 設計積算と工事実施——
- ・改良復旧事業の取扱いと事業計画策定について
- ・下水道における災害査定について
- ・山口県 二級河川田万川水系田万川災害復旧助成事業

詳細については、公益社団法人 全国防災協会ホームページの出版図書案内をご参照下さい。

「美しい山河を守る災害復旧基本方針」

【A B表入力システム支援ワークシート（CD）付】

A4版カラー 220頁余 頒価7,400円（消費税込み） 発送料協会負担

【概 要】

本書は、平成26年3月に多自然川づくりを徹底するために改定された「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を収めるとともに、河川災害復旧事業において必要な「災害復旧箇所河川特性整理表（A表）」等作成するための「入力システム支援ワークシート」【A B C表等の自動リンク張り】が巻末にCDで添付されています。

本書に添付されている支援ワークシート（CD）をご活用いただき、多自然川づくりに配慮した最適な復旧工法を選定し、本来河川が有している環境や景観の保全に努めて頂ければ幸いです。

本書の内容

1. 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」（平成26年3月改定版）
 1. はじめに
 2. 河川における災害復旧の基本的な考え方
 - 2.1 基本的な考え方
 - 2.2 河川における災害復旧のポイント
 - 2.3 復旧工法検討の流れ
 3. 現地調査と河川特性及び被災原因の把握
 - 3.1 河川特性の把握
 - 3.2 被災原因の分析
 - 3.3 河川環境の把握
 - 3.4 周辺環境の確認と重点箇所の判定
 - 3.5 災害復旧箇所河川特性整理表（A表）の作成
 4. 護岸工法
 - 4.1 護岸工法の考え方
 - 4.2 設計流速算定表（B表）の作成
 - 4.3 法覆工
 - 4.4 基礎工
 - 4.5 根固工
 - 4.6 根継工
 - 4.7 天端工・天端保護工、小口止め、水抜きパイプ等の付帯工
 - 4.8 覆土・寄せ石
 - 4.9 申請工法概要の記入とチェックリストの活用
 5. 水制
 6. 床止め
 7. 施工及びフォローアップ
 - 7.1 施工時の留意点
 - 7.2 施工時に期待される工夫
 - 7.3 フォローアップ（施工後のチェック、モニタリング）
2. 巻末資料「設計流速に関する参考資料」
3. A B表入力システム支援ワークシート記入の留意事項
4. 添付CD（A B表入力システム支援ワークシート）
 - ① 単断面直線部ワークシート
 - ② 単断面曲線部ワークシート
 - ③ 複断面直線部ワークシート
 - ④ 複断面曲線部ワークシート

平成25年発生災害採択事例集

A 4 判 240頁余 頒価5,000円(消費税込み) 送料協会負担

【概 要】

本書は、平成25年に発生した災害の概要を記載するとともに、近年の社会情勢の著しい変化を適切に捉え、環境工法や新たな技術の採用など、復旧工法等について様々な工夫を加えた事例について、各地方自治体の方々のご協力を得て取りまとめたものであります。

これまでに発刊された各年の採択事例集と同様に、本書が今後の災害復旧の迅速かつ的確な対応並びに災害復旧事業関係者の技術力の向上の一助となれば幸いです。

平成25年発生災害採択事例集 【目次】

| | |
|---|-----------------------|
| 1. 平成25年発生災害について | 4. 平成25年発生災害採択事例 |
| (1) 平成25年発生災害の概要 | (1) 河川災害復旧工事 |
| (2) 主な平成25年発生災害の概要 | 10件 |
| 2. 平成25年発生公共土木施設災害（国土交通 省所管）の概要 | (2) 海岸災害復旧工事 |
| (1) 決定額及び被害報告額 | 3件 |
| (2) 決定額内訳 | (3) 砂防・急傾斜・地すべり災害復旧工事 |
| (3) 平成25年発生大規模災害箇所一覧表（4 億円以上） | 2件 |
| (4) 一定災の推移 | (4) 道路災害復旧工事 |
| 3. 平成25年河川等災害復旧助成事業・河川等 災害関連事業及び河川等災害関連特別対策 事業の概要 | 13件 |
| (1) 総括 | (5) 橋梁災害復旧工事 |
| (2) 平成25年河川等災害復旧助成事業の概要 | 2件 |
| (3) 平成25年河川等災害関連事業の概要 | (6) 下水道災害復旧工事 |
| (4) 平成25年河川等災害関連特別対策事業の 概要 | 4件 |
| (5) 平成25年特定小川災害関連環境再生事業 の概要 | (7) 改良復旧工事 |
| | 9件 |
| | 参考 1 収録事例特徴別分類表 |
| | 参考 2 災害査定事務の簡素化 |

平成26年 発生主要異常気象別被害報告

平成26年6月13日現在 (単位：千円)

| | 冬期風浪及び風浪 | | 豪雨 | | 地震 | | 融雪 | | 地震 | | 梅雨前線豪雨 | | 台風 | | その他 | | 合計 | |
|------|----------|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|---------|-----|--------|--------|-----------|-----|----|-----|-------------|-----|-------------|
| | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 | 箇所数 | 金額 |
| 北海道 | | | | | | | 1 | 85,000 | | | | | | | | | 1 | 85,000 |
| 青森 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩手 | | | 1 | 35,654 | 1 | 110,000 | | | | | | | | | 2 | 90,000 | 4 | 235,654 |
| 宮城 | | | | | | | | | | | | | | | 5 | 79,000 | 5 | 79,000 |
| 秋田 | | | | | 2 | 70,000 | | | | | | | | | | | 2 | 70,000 |
| 山形 | | | | | 4 | 970,000 | | | | | | | | | | | 4 | 970,000 |
| 福島 | | | (1) | (8,000) | 9 | 628,000 | | | | | | | | | | | (1) | (8,000) |
| 茨城 | <5> | <150,000> | 5 | 150,000 | 2 | 36,000 | | | | | | | | | | | <5> | <150,000> |
| 栃木 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 群馬 | | | | | | | | | | | 9 | 160,000 | | | | | 9 | 160,000 |
| 埼玉 | | | | | | | | | | | | | | | (2) | (1,628,626) | (2) | (1,628,626) |
| 千葉 | | | 7 | 55,000 | | | | | | | | | | | 3 | 1,643,626 | 3 | 1,643,626 |
| 東京 | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | 7 | 55,000 |
| 神奈川 | | | | | | | | | | | 1 | 50,000 | | | | | 2 | |
| 新潟 | | | | | | | | | | | | | | | (1) | (70,000) | (1) | (70,000) |
| 富山 | | | 3 | 91,000 | | | 1 | 20,000 | | | | | | | 1 | 70,000 | 1 | 70,000 |
| 石川 | | | 1 | 150,000 | | | | | | | | | | | | | 4 | 111,000 |
| 福井 | | | | | 1 | 30,000 | | | | | | | | | | | 1 | 30,000 |
| 山梨 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 60,000 | 2 | 60,000 |
| 長野 | | | 3 | 41,700 | | | 2 | 250,000 | | | | | | | | | 5 | 291,700 |
| 岐阜 | | | 9 | 105,000 | | | | | | | | | | | | | 9 | 105,000 |
| 静岡 | | | 1 | 9,900 | 1 | 1,500,000 | | | | | | | | | | | 2 | 1,509,900 |
| 愛知 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三重 | | | 2 | 15,000 | | | | | | | 7 | 150,000 | | | | | 9 | 165,000 |
| 滋賀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都 | | | | | 1 | 65,000 | | | | | | | | | | | 1 | 65,000 |
| 大阪 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 兵庫 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 奈良 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 和歌山 | | | 11 | 86,400 | 1 | 3,300,000 | | | | | | | | | | | 12 | 3,386,400 |
| 鳥取 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 島根 | 1 | 155,000 | | | 5 | 261,000 | | | | | | | | | | | 6 | 416,000 |
| 岡山 | | | | | 1 | 92,705 | | | | | | | | | | | 1 | 92,705 |
| 広島 | | | | | | | | | 1 | 28,000 | | | | | | | 1 | 28,000 |
| 山口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 徳島 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 香川 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 愛媛 | | | | | | | | | | | 1 | 10,000 | | | | | 3 | 18,000 |
| 高知 | | | 9 | 163,000 | | | | | | | 2 | 8,000 | | | | | 9 | 163,000 |
| 福岡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 佐賀 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 長崎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本 | | | | | | | | | | | 3 | 18,000 | | | | | 3 | 18,000 |
| 大分 | | | | | | | | | | | 98 | 820,000 | | | | | 98 | 820,000 |
| 宮崎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鹿児島 | | | 1 | 13,000 | | | | | | | 3 | 58,470 | | | | | 4 | 71,470 |
| 沖縄 | | | 2 | 21,000 | | | | | | | | | | | 1 | 3,000 | 3 | 24,000 |
| 札幌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仙台 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さいたま | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 千葉 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横浜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川崎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 横浜 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相模原 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 新潟 | | | 2 | 13,000 | | | | | | | | | | | | | 2 | 13,000 |
| 静岡 | | | 3 | 68,000 | | | | | | | | | | | | | 3 | 68,000 |
| 浜松 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名古屋 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 京都 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大阪 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神戸 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岡山 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広島 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北九州 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福岡 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 熊本 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 補助計 | <5> | <150,000> | (1) | (8,000) | | | 4 | 355,000 | | | | | | | (3) | (1,698,626) | <5> | <150,000> |
| 直轄計 | 6 | 305,000 | 66 | 1,531,654 | 17 | 6,398,705 | 4 | 355,000 | 2 | 38,000 | 125 | 1,264,470 | | | 14 | 1,945,626 | 234 | 11,838,455 |
| 合計 | 6 | 305,000 | 66 | 1,531,654 | 17 | 6,398,705 | 4 | 355,000 | 2 | 38,000 | 125 | 1,264,470 | | | 14 | 1,945,626 | 234 | 11,838,455 |

※上段()内書きは、下水道・公園分、<>内書きは港湾・港湾に係る海岸分である。